

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

以下の通り、本学は使命・目的および教育目標を踏まえて入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）を設定・公表しており、入学者受入れ方針の明確化と周知がなされていると判断する。

本学は、専門職大学院制度の趣旨及び本学の使命・目的・教育目標を踏まえて、開設当初より公認会計士・税理士等の資格合格者のほか、企業・団体等において会計実務に携わる社会人を主たる学生像として想定し、受入れ方針を定めている。2013（平成 25）年度には、研究科委員会（教授会）において従来の方針の表現の見直しが行われた。現行の入学者受入れ方針は以下の通りであり、この方針は、本学ウェブサイト、パンフレット、学生募集要項等に明記され、入学希望者のみならず、広く社会に公表されている。

LEC 会計大学院アドミッション・ポリシー

本学の理念・目的・教育目標を実現するために、次のような学生を積極的に受け入れます。

- ・ 会計専門職業人としての高度な実務専門能力を身に付けようとする人。
- ・ 会計分野でリーダーとして活躍することを意図する人。
- ・ 分野を問わず柔軟な思考を持ち、創造的な発想のできる人。

【根拠資料】

2-1-1 大学案内パンフレット（資料 F-2）

2-1-2 本学ウェブサイト 使命・目的・教育目標

2-1-3 学生募集要項（資料 F-4）

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

本学の入学者選抜等は、使命・目的・教育目標を踏まえ、公正かつ妥当な方法をもって、適切な体制のもとに実施されている。さらに、入学者受入れ方針に合致した入

学生を受入れるために以下の施策を行っており、入学者受入れ方針に沿った適切な入試運営と、学生受入れ方法の工夫が行われていると判断する。

まず、主たる教育対象として「企業・団体等において現に会計・税務に携わる社会人」を想定していることから、現職社会人が各自の年間予定や業務繁忙に合わせて入学を検討できるよう、春期・秋期の年2回入学が実施されている。

また、学生の受入れ方針に基づき、「一般入学試験」「AO 入学試験」の2種類の入学試験が採用されている。「AO 入学試験」では、会計・税務に関する業務経験や関連資格取得といった出願要件を設定し、学生受入れ方針への適合度が高い学生を多く受け入れることを目的としている。

<入試の種別>

- ・一般入学試験

書類審査、筆記試験（短答式試験及び論述式試験）ならびに面接試験の内容を総合的に勘案して合否を決定する。

- ・AO 入学試験

「入学者受入れ方針」により合致した学生を受け入れるため、以下のいずれかの条件を満たしている者を対象に、書類審査と面接試験により合否を決定する。

- 公認会計士短答式試験合格者
- 税理士試験1科目以上合格者
- 日商簿記検定1級合格者
- 全経簿記能力検定上級合格者
- 米国公認会計士試験合格者

さらに、以下の要件のいずれかに該当する入学者には、入学金を減額する制度を設けている。本学の目的及び受入れ方針に特に合致する者に対して、入学時の経済的負担を軽減することにより、大学院での学修開始を支援することを目的としている。

<入学金減額の対象となる者>

- ・会計事務所・企業からの推薦を受け「企業等推薦書」を提出した者
(入学金一部免除)
- ・本学の卒業生
(入学金全額免除)

入学試験及び選考については、研究科委員会（教授会）が選任した入試委員会が所掌し、入学者受入れ方針及び研究科委員会の決定に基づいて、公正な選抜が行われ

ている。

入試委員会は、①入学者選抜試験の実実施計画に関すること、②合否判定基準に関すること、③試験問題に関すること、④採点に関すること、⑤合否判定資料の作成に関すること、⑥学生募集要項作成に関すること、⑦入学者選抜試験の運営に関すること、を検討し、研究科委員会（教授会）の決定に基づき実施する。

入学試験及び選考については、以下のような体制で運用されており、試験問題の作成を含めて全てのプロセスを学内で行っている。

<入学試験に関する実施体制>

- ・筆記試験の問題作成及び採点
入試委員会が「問題作成マニュアル」により担当
- ・面接試験
本学の専任教員が「面接試験要領」により担当
- ・入試運営事務
事務局の入試担当職員が「運営マニュアル」により担当
- ・合否判定
入試委員会で判定し、研究科委員会（教授会）に報告

面接試験では、以下の方法により評価の厳正性と客観性を担保している。

<面接試験の実施方法>

- ①複数の専任教員（3名）を面接担当者として配置
- ②面接時には評価の項目・基準があらかじめ明示された「面接試験評価表」を用いて各受験者を評価
- ③各面接担当者の評価をすべて数値化して当該受験者の面接試験の判定を実施

合否判定は、入試委員会が合否判定基準に基づいて行い、研究科委員会（教授会）に報告している。

なお、合否判定の方法・基準については、2014（平成 26）年度の専門職大学院認証評価において、判定基準の一部に不備（基準の制定・運用は行われているが、判定に際して必要な場合は面接担当者の「所見」を考慮できるという例外的制度が設けられており、厳密な公平性を保てない可能性がある）を指摘された。これに対しては評価の前後から全体的に見直しが行われており、上記の通り現在はすべての評価を得点数値で表示・判定する方式に改められている。

【根拠資料】

2-1-4 学生募集要項（資料 F-4）

- 2-1-5 問題作成マニュアル
- 2-1-6 面接試験要領
- 2-1-7 運営マニュアル
- 2-1-8 2014年度第2回研究科委員会議事録
- 2-1-9 2014年度第8回研究科委員会議事録

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学の入学定員 60 名に対して、過去 7 年間の入学者数平均は 59.6 名、入学定員充足率平均は 0.99 である。年度により若干の変動はあるが、下表のとおり、継続しておおむね適切な学生受入れ数を維持していると判断できる。

収容定員（120 名）については、2012（平成 24）年度以降超過傾向が続き、2014（平成 26）年度には収容定員充足率が 1.28 まで上昇した。これは、2010（平成 22）年度を境に入学者数が急増し、かつ修士論文に取り組む学生が増えたことにより、標準修業年限 2 年を超えて在学する学生が多くなったことによるものである。この状況に対しては、適切な教育環境及び教育の質の確保のため、研究科委員会（教授会）、学校経営委員会（理事会）で検討に着手し、順次必要な対策が講じられた。具体的には、修士論文指導体制の更なる強化（指導教員の増員、指導方法の継続的改善など）と、在学延長制度（長期履修学生制度、修了延期制度）の見直しである。

その結果、収容定員超過状況は年々改善されており、2017（平成 29）年 5 月 1 日時点で、収容定員充足率は 1.18（在学生数 141 名、うち 1 年次 62 名、2 年次以上 79 名）まで改善されている。

さらに、2017（平成 29）年度向け入試からは、春期・秋期の入学者数の平準化を進めるために春期・秋期各 30 名の募集定員を設けており、適切な学生受入れ数を維持するための施策も講じられている。

【根拠資料】

- 2-1-10 2014年度第5回研究科委員会議事録
- 2-1-11 2017年度春期学生募集要項（資料 F-4）

[高度専門職研究科会計専門職専攻 入学者数の推移（各年度 10 月 1 日時点）]

	2010年度 (H22)	2011年度 (H23)	2012年度 (H24)	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)
春期入学	65	44	24	32	36	36	37
秋期入学	実施せず	16	25	13	23	30	35
合計	65	61	49	45	59	66	72
入学定員充足率	1.08	1.02	0.82	0.75	0.98	1.10	1.20

※2017（平成 29）年度春期入学者数：30 名（春期募集定員 30 名）

[高度専門職研究科会計専門職専攻 在学者数の推移 (各年度 10月1日時点)]

	2010年度 (H22)	2011年度 (H23)	2012年度 (H24)	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)
1年次	65名	60名	49名	44名	57名	66名	72名
2年次以上	14名	66名	86名	96名	96名	85名	77名
合計	79名	126名	135名	140名	153名	151名	149名
収容定員充足率	0.66	1.05	1.13	1.17	1.28	1.26	1.24

※2017 (平成 29) 年度 5月1日時点の在学者数：141名 (収容定員充足率 1.18)

(3) 2-1の改善・向上方策 (将来計画)

収容定員超過状況については改善が進んでいるが、現在も若干超過している状態にあり、教育環境と教育の質を維持するため、今後再び大幅な増加に転じることのないよう留意する。過去の収容定員超過の原因としては、2年を超えて在学する学生の増加がある。この点を抜本的に改善するためには、入試の選抜機能をより高め、入学適性者の選抜をより厳正に行うことが考えられる。既に、入試の選考基準及び春期・秋期の募集定員設定の改善がなされているが、引き続きこれに基づいて適切な選抜を実施する。一方、学生のほとんどが有職の社会人であることから、標準修業年限で修了に至らない者が一定数生じることはやむをえない面がある。2017 (平成 29) 年度からの中期事業計画でも言及されているように、定員の増加も将来の選択肢のひとつである。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

本学は、教育目標を踏まえて教育課程編成・実施方針 (カリキュラム・ポリシー) を策定しており、内容は以下の通り教育目標に沿って明確化されていると判断する。また、教育課程編成・実施方針は卒業の認定に関する方針 (ディプロマ・ポリシー、本学では「学位授与方針」との一貫性を確保するよう策定されている。これらの方針は、本学ウェブサイトに掲載して広く社会に公開されている。

LEC 会計大学院 教育課程編成・実施方針

本学は、固有の使命・目的に即して定める教育目標を達成するため、以下の方針に基づいて教育課程を編成し、実施する。

Up to date な会計知識を修得させ、併せて税法への理解を深めさせると共に、論理的に考え、論理的に言語をもって表現する能力を修得させることを基本として、倫理一般並びに職業倫理に関する基礎知識と経営に関する基礎的考え方を修得させ、IT リテラシーと英語による思考様式の理解と表現力を向上させる。

LEC 会計大学院 学位授与方針

本学は、固有の使命・目的に沿って学修し、以下に示すように教育目標に沿った能力を修得した学生に、「会計修士（専門職）」の学位を授与する。

最新の会計知識を習得し、税法への理解を有すること。

職業倫理について基礎知識を習得し、自身の倫理観を有すること。

経営に関する基礎的な考え方を理解していること。

以上を踏まえ、論理的思考能力並びに、言語による（口頭並びに文章による）

論理的発表能力を有すること。

【根拠資料】

2-2-1 本学ウェブサイト 使命・目的・教育目標、3つの方針

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

本学では、教育課程全体で「理論と実務の融合」を意識し、教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて体系的な教育課程の編成が行われている。

<カリキュラム全般>

本学では、教育研究の対象となる専門分野を6つの領域（全体・財務会計・管理会計・監査・経営及びファイナンス・法律）に区分し、領域ごとに、授業科目を「基本科目」「発展科目」「応用・実践科目」の3段階に分け、学生の履修が系統的・段階的に行われる編成としている。

「基本科目」「発展科目」「応用・実践科目」は、それぞれ会計専門職大学院の特性に応じた基本的な科目、広い視野や周辺領域の知識を涵養する科目、基礎知識を展開発展させる科目、先端知識を学ぶ科目等として適切に配置しており、体系的な教育課

程を編成している。このような編成と具体的な科目内容は、会計大学院コア・カリキュラムにも完全に準拠するものになっている。

加えて本学は、実務家教員と研究者教員の共同授業（オムニバスではなく、複数の担当教員が毎回参加する形）を積極的に取り入れている。本年度の実施科目では「管理会計論」「原価計算論」「マネジメント・シミュレーション」「租税法研究指導」等が挙げられ、文字通り、専門職大学院が理念に掲げる「理論と実務の融合」を具体化する取り組みとなっている。

<修士論文指導>

また、2010（平成 22）年度より、本学の教育活動の中心に位置するのが修士論文指導である。修士論文指導体制の構築に当たっては、大学院での社会人教育に豊富な実績を有する一橋大学大学院、神戸大学大学院、国内の学術的文章教育の先駆者である早稲田大学ライティング・センター等、各方面の助言を得ながら学内での検討を重ね、独特の指導システムを導入している。特に本学で採用したのが一橋大学大学院国際企業戦略研究科で実施されていた修士論文指導の「マイルストーン管理」である。

「マイルストーン管理」は、論文作成プロセスを複数の段階に分け、各段階に到達目標を設定して進捗管理を行うものである。一橋大学大学院国際企業戦略研究科で実施されていた修士論文指導方法は、2年間の標準修業年限を幾つかの期間・段階に区分して指導を実施するものだった。また、各期間・段階で達成すべき目標を明記して、そこに個々の大学院生が到達しているか否かを厳格に見ようとするものだった。本学の税法修士論文指導を本格的に実施するに当たり、一橋大学大学院国際企業戦略研究科で実施されていた「マイルストーン管理」を当時の研究科長に直接2時間ほどヒアリングさせていただき、その実施内容を基礎に本学の「マイルストーン管理」は構想された。

本学の修士論文指導の特徴は、マイルストーン管理を基礎に「集団指導制（専門指導教員・構成指導教員・アカデミックライティング指導教員）」を採っていることにもある。「集団指導制」は、たとえば租税法論文指導の場合、租税法の専門家である主任指導教員の他に、論理的構成を指導する構成指導教員、引用等の表記法や文章表現法を指導するアカデミックライティング指導教員が加わり、3名が一組となって指導を行うものである。同様の方法は会計学の論文指導でも採用されて来ており、本学の修士論文指導の特色となっている。「理論と実務の融合」は、論文指導で実務家と研究者が共同して臨むということによっても実現していると言える。

加えて本学の特徴として、論文指導での ICT 活用が挙げられる。論文指導を受ける学生は、毎週指定の曜日に論文草稿データを事務局宛にメールで提出する。教員はこれを確認して、必要に応じて学生に事前指示等を送付し、双方が情報共有した上で週末の授業に臨んでいる。また、各学生に対する指導の内容・状況はサイボウズ Live のグループを利用して教員間で共有され、指導が行われている。

論文指導は、本学が教育活動の主対象とする社会人学生にとって学びやすい環境を作り、教育目標に掲げる「論理的思考力・表現力」の養成を確実に達成するためのシステムの一つであり、現在も、研究指導委員会などでの議論を重ね、さらなる体制の

充実を図っている。

<履修コース制>

さらに、中期事業計画に基づき、2015（平成 27）年度には履修コース制を導入した。本学は 2010（平成 22）年度以降、会計・税務に従事する専門会計職業人のリカレント教育機能を重視して教育課程の再編を行っているが、これをさらに発展させたものである。現職社会人のニーズにより的確に対応する体制を整えるため、主に税理士・会計士の志望者が、各自の目的にフォーカスした知識を過不足なく学べるよう、履修カリキュラムを 2 コース（3 モデル）に分けて再編成した（公認会計士志望者には会計コースの中の履修モデル「公認会計士モデル」で対応し、税理士志望者には税法コースと会計コースの中の「会計論文特化モデル」で対応する）。

[履修コースの概要]

会計コース	公認会計士モデル	公認会計士など、会計を軸にした実務専門家を目指す者を対象とする
	会計論文特化モデル	会計を研究の中心に置き、幅広い知識と実践力を身につけることを希望する者を対象とする
税法コース	税法を研究の中心に置き、幅広い知識と実践力を身につけることを希望する者を対象とする	

<単位の実質化>

以上のような教育課程を整備した上で、各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるために、学生が 1 年間または 1 学期間に履修登録できる単位数の上限も設定している。

本学の修了要件単位数は 44 単位であり（学則第 26 条）、年間の修得単位数上限は 34 単位である（学則第 23 条第 4 項）。そのうえで、より単位制度の実質を保った履修を促すため、2014（平成 26）年度入学者以降は、各セメスターに履修登録できる単位数の上限を 18 とし、かつ、年間に修得できる単位数上限を 34 としている。

(例) 前期で 18 単位登録し、18 単位修得 → 後期は 16 単位まで登録可
前期で 18 単位登録し、10 単位修得 → 後期は 18 単位まで登録可

その他、単位の実質化に配慮した施策としては、平日の授業時間設定（19:30～21:00 の 1 コマのみに限定）、長期履修学生制度の改善（長期履修期間に応じて、年度ごとの修得単位数上限を設定）が挙げられる。

【根拠資料】

2-2-2 大学案内パンフレット（資料 F-2）

2-2-3 2017 年度シラバス（資料 F-12）

- 2-2-4 本学紀要第 8 号 FD 活動報告
- 2-2-5 サイボウズ Live の情報共有画面
- 2-2-6 履修指導要項 (資料 F-12)

(3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

教育課程編成方針に基づき、会計大学院として必要なカリキュラムを維持した上で、実務家教員・研究者教員の共同授業や修士論文の集団指導体制など、独自の試みを行ってきた。今後の本学の教育、ひいては大学院における社会人教育の発展に資するためにも、これらの試みに関する検証を継続し、それに基づく改善を実施していく。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA (Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA (Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

教員と職員の協働、TA 等の活用による学修・授業支援について、一定の対応がなされていると判断する。

本学は在学生総数が 150 人未満、本務教員・職員合わせて 20 人弱の小規模な大学院大学であるため、教員と職員は日常的に顔を合わせて意思疎通を図り、大学の運営に当たっている。具体的な教職協働の体制としては、学内委員会に教員・職員が共に構成員として参加し、さまざまな学務に協力して対応していることが挙げられる。

学修・授業支援のための人員としては、現在 2 名の TA が置かれている。うち 1 名は本学修了生であり、一部の授業 (IT 関連) で教室に入って教員や学生のサポートを行っている。もう 1 名は税理士試験合格者であり、簿記等の基礎知識の補習や、資格試験面での指導を希望する学生がいる場合には相談に応じることができる。

働きながら学ぶ学生が多いという本学の特性上、休学や中途退学は毎年一定数出ているが、その多くは目標とする資格試験合格により在学を継続する必要がなくなったこと、あるいは業務繁忙による出席困難など、本人の明確な意思・理由によるものである。事務局の学生部担当職員を中心に個別に事情の把握を行い、退学を考えている者には状況に応じて一時休学等の提案も行っている。また、通常の中途退学から 2 年間は再入学を認めており、その場合は中途退学前の在学期間・修得単位をそのまま生かして学修を再開することができる。

留年者も多くは業務多忙を原因とするものである。毎セメスターの履修登録申請の

際に、単位修得状況の思わしくない者、履修登録申請のない者などには教務部担当職員が個別に連絡して事情を把握し、今後の履修計画等の相談に応じている。

既述のように、在学生のほとんどが現職の社会人であるという事情から、学生の週あたりの通学回数や学内滞在時間は、一般的な大学と比較すればかなり少なくならざるを得ず、過去に教員が待機してオフィスアワーの時間を設けたこともあったが、ほとんど利用がない状況であった。そのため、現状は全学的な制度としてのオフィスアワーは実施されていないが、社会人が時間や場所の制約を受けずに教員とのコミュニケーションを図れるということを重視して、主にメールやグループウェアサービス(サイボウズ Live)を用いて教員への質問・相談の機会を確保している。

また本年度は、在学生の大半が履修している研究指導科目(修士論文指導)において、特に質問や要望の多い Word 操作の指導を中心に、これまでも実施してきた講義に加えて、全クラスを巡回して各種相談に応じる教員が配置されており、今後も状況を見ながら随時運用の改善を行っていくこととしている。

学修及び授業支援に関する学生の意見をくみ上げる仕組みとしては、現在は全科目 2 回ずつ実施する授業評価アンケートが活用されている。特に 1 回目のアンケート(全授業の第 5 週目で実施)は、運営面も含めて現在進行中の授業に関する学生の意見を収集し、各教員にも連絡して、翌週からの速やかな改善に繋げるために重視している。軽微な問題は事務局が対応し、組織的な対応を要する事項があった場合は、FD 委員会、研究科委員会(教授会)で検討することとしている。

【根拠資料】

- 2-3-1 2017 年度委員会構成一覧
- 2-3-2 退学者の理由別人数一覧
- 2-3-3 再入学規程
- 2-3-4 アンケート用紙
- 2-3-5 2016 年度授業評価アンケート集計

(3) 2-3 の改善・向上方策(将来計画)

本学の場合、社会人学生が多いという特性上、教員が毎週所定の時間に研究室等に待機して学生の訪問を受ける一般的なオフィスアワー制度では、かえって利用しにくいという事情がある。その代替手段としてメールやグループウェアサービス(サイボウズ Live)等による連絡を活用しているが、これも科目等により使用状況にばらつきが生じることは避けられない。統一的制度の導入は難しいということを前提に、教員ごとに、学生が連絡を取りたい場合の手段の一つは明示するなど、何らかの基準を設けることを検討している。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4 の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

基準 2-2 に既述の通り、教育目的等を踏まえて「卒業の認定に関する方針（学位授与方針；ディプロマ・ポリシー）」が策定され、公表されている。また、単位認定、修了認定等の基準も以下の通り明確化され、厳正に運用されていると判断する。

<成績評価基準>

本学の成績評価は絶対評価であり、評価の段階については「S・A・B・C・F の 5 段階をもって表し、このうち S・A・B・C を合格とする。F を不合格とする。但し、科目の性質上、段階評価がなじまない科目については、合格または不合格のみの評価とすることがある。」（学則第 23 条 1 項）とし、「合格した授業科目については、所定の単位を与える」（学則第 23 条 2 項）としている。この全体基準については、学則の他、学生便覧、履修指導要項にも明記されており、履修オリエンテーション時に配布の上説明されている。

また、授業科目ごとの評価の基準・方法については、シラバスに明記され、同じく履修オリエンテーション時に説明されている。シラバスは本学ウェブサイトに掲載されており、誰でも閲覧することができる。

<成績評価・単位認定の厳正な運用>

成績評価を誤りなく厳正に行うためには、以下の①～③のプロセスにより、教員と事務局が相互に確認して最終評価を確定する仕組みが導入されている。

- ①事務局担当者が、授業科目別に成績評価フォーマット（シラバス記載の成績評価基準・評価方法、履修者の出席記録を記載）を作成し、各教員に送付する。
- ②教員が、自己の担当科目の試験等採点結果と出席点を算出し、成績評価フォーマットに入力して事務局へ返送する。
- ③教員から返送された採点の数値をもとに、事務局担当者が、シラバスに予め明示された成績評価基準に従って S～F の評価をあてはめ、再度成績評価の基準・方法に照らし合わせて、教員に確認をとり、最終評価を確定する。

成績評価の確定後には、履修者 5 名未満の科目を除く科目について成績評価（S～F）の人数分布表を作成し、FD 委員会が、「成績評価ガイドライン」に基づいて、各科目の成績評価の分布状況を確認している。「成績評価ガイドライン」は、一部科目で生じていた成績評価の偏りを解消するため、2015（平成 27）年度に研究科委員会（教授

会) で定めたものであり、これに照らして偏りが大きい場合は、FD 委員会が担当教員に状況を確認の上、必要に応じて是正を求めることとしている。すべての成績が確定した後、成績評価分布表は個人を特定しない一覧グラフの形で、教員・在学生に対してメール送信により公表されている。

また、成績発表後には、成績評価に関する「疑義照会」を受け付けている。学生は指定の期間内（各セメスターの成績通知表の交付開始からおおむね一週間）に疑義照会申請書を提出することにより、照会内容に応じて教員または事務局からの回答を受けることができる。

直近では 2016（平成 28）年度に 1 件、2015（平成 27）年度に 2 件の照会があった。いずれも成績評価内容に関する照会であったが、照会によって評価が変更されたものは 0 件であった。

単位認定に関しては、在学中に他の大学院で履修する単位の認定、入学前に他の大学院で履修した既修得単位の認定について、学則に定めて運用している。認定単位数については学則で上限が定められており、学生から提出された既修得単位科目のシラバス等の資料に基づき、本学での認定を希望する科目の担当教員が一次的な判定を行い、これを研究科委員会（教授会）の審議によって決定している。

<課程の修了に関する基準・方法>

課程の修了認定の基準および方法については以下の通りである。

まず、本学の修了要件は「2 年以上在学し、本大学院が定めるところにより所要の科目を履修して 44 単位以上を修得することとする。修士論文を作成し、学位の取得をしようとする者は、さらに、指導教授から必要な研究指導を受け、本大学院で行う論文審査及び最終試験に合格することとする」（学則第 26 条）と定め、この要件を満たした者について「会計修士（専門職）の学位を授与する」（学則第 31 条、学位規則第 2 条および第 3 条）としている。

審査手続きについては、「研究科委員会の議を経て、学長が学位を授与すべき者には学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する」（学位規則第 4 条）と定められており、修士論文の審査にあたっては、別途、修士論文審査手続規則が定められている。

上の規定に沿って、2 年次以上に在学し修了を予定している者について、秋期・春期の研究科委員会（教授会）にて修了認定の審議を行い、修了を許可された者は掲示で公表されている。

以上の基準は、各セメスターの履修オリエンテーションにおいて履修指導要項を配布して説明されており、パンフレットやウェブサイトにも明記されるとともに、履修相談等の機会に随時確認することで、学生への周知が図られている。

【根拠資料】

2-4-1 LEC 東京リーガルマインド大学院大学学則（資料 F-3）

- 2-4-2 2017年度学生便覧（資料 F-5）
- 2-4-3 履修指導要項（資料 F-12）
- 2-4-4 2017年度シラバス（資料 F-12）
- 2-4-5 2015年度第4回研究科委員会議事録
- 2-4-6 成績評価ガイドライン
- 2-4-7 2016年度成績評価分布表
- 2-4-8 疑義照会フォーマット
- 2-4-9 学位規則
- 2-4-10 修士論文審査手続規則

(3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

入学前の既修得単位については、学則以外に定めがないため、判定の基準等について内規等を設ける方針である。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

既述のように、本学の在學生は9割超が現職の社会人または一時離職して学修に専念している社会人（定年退職者等も含む）である。そのため、具体的なキャリアガイダンスや就職支援のニーズはきわめて少ないのが実情である。ただし、少数ではあるものの、職業経験のない学生も在籍していることから、以下の通り基本的な支援制度が整えられている。

①進路・就職情報の提供

学生の多くが利用する専用自習室内に進路情報コーナーを設け、就職関連の説明会、セミナー、求人情報等の就職に関する情報が設置されている。

また、各セメスターの履修登録時期に1週間程度の相談受付期間を設け、学生の履修上の相談、学生生活上の相談、キャリアプラン等を含めた個別相談に応じている。事務局の教務部担当職員が履修登録に関する事項を中心に一次的な相談を受け付け、個々の希望や必要性に応じて随時、学生支援担当職員や教員との面談を設定している。

その他、必要に応じて、学校設置法人の人材紹介事業部門との連携により、具体的な会計・税務関連職の求人情報提供等も行うことが可能である。

②課外での関連資格取得支援

本学の特性に即したキャリア支援制度としては、「在学生課外サポート制度」「修了生キャリアサポート制度」が設けられている。これは在学中及び修了後に会計専門資格の取得を目指す学生が多いことを考慮し、正課授業外で、学校設置法人の会計関連資格試験対策講座（公認会計士・税理士・簿記）を本学学生のための割引価格で受講できる制度である。在学中及び修了後 2 年間利用することができる。

③インターンシップの機会

本学の学生が利用できる職業インターンシップとして、会計大学院協会が取りまとめて実施している「監査法人インターンシップ」を推奨しており、本学からも少数ながらほぼ毎年参加している。

前述の通り、学生の大半が現に仕事を持ち、それ以外の学生も修了後は家業従事を予定しているなど、現在のところ、実際に大学からのサポートを必要とするケースは非常に少ない。そのため、上記のように基本的な制度は整えた上で、情報提供や相談など、事務局を中心に随時個別の支援を行う仕組みとしており、一定の体制は整えられていると判断する。

【根拠資料】

- 2-5-1 進路情報設置場所
- 2-5-2 履修指導要項（資料 F-12）
- 2-5-3 プロキャリア事業部案内
- 2-5-4 2017 年度学生便覧（資料 F-5）
- 2-5-5 課外サポート制度利用実績
- 2-5-6 監査法人インターンシップ案内

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

本学の実情に応じた基本的な制度が整えられており問題ないが、2-7-②の学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握に合わせる形で、進路支援に関しても意見・要望の有無を調査することを検討する。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

学生の資格取得状況や就職状況等の調査により、教育目的の達成状況について点検・評価とその工夫が行われていると判断する。

本学の学生は、就業したまま在学し、修了後は同じ職場で勤務を続けるケースがほとんどであるが、修了時に行う進路調査アンケートの他、修了後も事務局から定期的に公認会計士試験・税理士試験の合格状況等をヒアリングしている。取りまとめたデータは研究科委員会（教授会）等で報告されるとともに、ウェブサイトやパンフレットに掲載して広く学外にも公表されている。本学での学修の結果、新たに税理士等の資格を取得したことにより、専門職として勤務先でのキャリアアップを果たした者、独立して自身の事務所を開いた者などが年々増加し、客観的な成果として表れている。

在学生に対する意見聴取は、全科目で実施する授業評価アンケートに、学修成果や満足度に関する問いを設けることにより実施されている。「今後の実務や将来のキャリアにどの程度役立つと思うか（5 択）」「総合的な満足度（5 択）」という問いに対し、直近の 2016（平成 28）年度後期ではそれぞれ全体の 9 割が「役立つ」「満足」と回答しており、教育目的の達成状況が良好であると判断できる。

修了生に対する意見聴取は、3-4-②で後述する評議員会の他、本学紀要上での修了生座談会企画や、パンフレット作成時の修了生インタビュー等によって随時行われており、毎回、率直な意見を聴くことができている。また、修了した後も常時数名が聴講生として引き続き本学の授業に出席しており、近年は修了生がゲストスピーカーや非常勤講師として教える側にまわるケースも出ている。本年度よりその中の 1 名が専任教員（実務家）に任用されており、こうしたところからも修了生の意見が取り入れられている。

現職社会人が多いため、現在のところ修了生の就職先に対する意見聴取は実施していない。ただし、本学修了生の勤務先の同僚など、職場で入学を勧められて志願する者が増えていることから、本学の教育活動の成果が、関係者から一定の評価を獲得していると判断できる。

【根拠資料】

- 2-6-1 大学案内パンフレット
- 2-6-2 本学ウェブサイト 大学院概要
- 2-6-3 本学ウェブサイト 学生紹介
- 2-6-4 2016 年度授業評価アンケート集計
- 2-6-5 聴講生・科目等履修生の人数
- 2-6-6 本学ウェブサイト 教員紹介

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

前項に示した修了後のデータや各種意見は、研究科委員会（教授会）等で報告され、

カリキュラム編成や学生募集にも活かされている。その具体的な例として挙げられるのが、2013（平成 25）年度からの「職業倫理」科目の内容変更や、2015（平成 27）年度からのコース履修制の導入や、2016（平成 28）年度からの修了生向け入試の設定である。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

本学の実情に応じ、修了生の追跡調査や意見聴取がなされており、今後も継続的に情報を収集して、より長期的なデータの分析に基づいて、今後の施策の検討を行う。

2-7 学生サービス

《2-7 の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7 の自己判定

「基準項目 2-7 を満たしている。」

(2) 2-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

学生生活に関する相談・支援体制については、学生の大半が現職社会人であるという特性を踏まえて、以下の通り整備されている。学生支援の担当部署として事務局に学生部を置き、相談等により把握された問題は、まず学生部担当職員が対応し、組織的に検討が必要な場合は、学生支援委員会及び研究科委員会（教授会）で検討が行われている。

< 学生に対する健康相談・心的支援・生活相談等 >

① メール相談の実施

在学生の大半が社会人であるため、24 時間受付可能な各種相談窓口として一次受付にはメールを用いている。匿名で連絡したい場合は、在学生専用サイト内のフォームを通じて送信する形でも可能である。メールによる相談で、直接面談を行う方が適切であると判断される場合は、適宜面談を設定するなどの対応がとられている。

② 定期的な相談機会（履修相談期間）の設定

2-5-①で述べたように、定期的な対面相談の機会として、履修登録時期に 1 週間程度の相談期間を設けている。事務局の教務部担当職員が中心となって学生個々人の相談に応じるもので、直接面談方式で実施し、必要に応じて学生部担当職員や教員に繋いでいる。社会人に配慮して、平日夜間、土日も含めて原則として予約制で実施されている。相談会の期間、時間等については履修指導要項に記載の上、オリエンテーションで説明、案内されている。

③ 学校医及びメンタルヘルス相談

学生の心身の健康に関する相談は、本学が委嘱している学校医と、予約制の相談窓口により対応されている。学校医は毎年春の学生健康診断と、学内で体調不良者が出た場合の診療、健康相談を担当しており、本学から徒歩3分の場所に位置する診療所に在籍している。

相談窓口は、利用希望者が事務局へ電話・メール等で希望日時を連絡すれば、事務局が日程を調整してカウンセラーが対面で相談に応じる仕組みになっている。ただし、現在は学生の大半が社会人であり、各自の職場での健康診断や福利厚生制度を利用するケースが多いこともあって、大学が提供する制度の利用実績は少ない。2016（平成28）年度の健康診断受診者は13名、相談窓口利用実績は0件である。

【根拠資料】

- 2-7-1 学生専用サイトメールフォーム
- 2-7-2 2017年度履修指導要項（資料F-12）
- 2-7-3 2017年度学生便覧（資料F-5）

<奨学金その他の経済的支援>

学生に対する経済的支援制度としては、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金、厚生労働省教育訓練給付制度の利用が可能である。また、教育ローンの利用についても希望により相談に応じている。

本学独自の奨学金制度は現在のところ設けられていないが、2-1-②に記載の通り、本学の目的及び受入れ方針に特に合致する者に対して、入学時の経済的負担を軽減し、大学院での学修開始を支援することを目的として入学金減免制度を設けている。また、「長期履修学生制度」により、標準修業年限2年間の授業料で4年まで在学することができるため、諸般の事情によって2年間での修了は難しい学生の経済的支援の機能も果たしている。

経済的な相談については、学費・奨学金の事務を担当する学生支援担当職員が随時対応しており、必要に応じて教員や事務局責任者をまじえて対応を行っている。

2017（平成29）年度（5月1日現在）の在学生141名中、奨学金利用者は第一種・第二種合わせて4名、教育訓練給付制度利用者（申請者）は44名、長期履修学生制度適用者は11名である。

【根拠資料】

- 2-7-4 2017年度学生便覧（資料F-5）
- 2-7-5 本学ウェブサイト 学費・奨学金

<課外活動の支援>

学生の課外活動等、自主的な活動に利用できる施設としては、専用の学生ラウンジが設置されており、毎日、授業の前後にも利用できる時間帯に開室している（平日13:00～22:00、土日9:15～20:30）。また、運動や課外活動のために学生が千代田区立

の公共スポーツ施設（すぽすた ちよだ）を利用する際に、その利用料を大学が負担する制度を設けている。本スポーツ施設は千代田区内の JR・地下鉄駅に近い交通至便な場所にあり、一般的な体育館・プール・トレーニング施設を備え、各種スタジオプログラムも実施されている。

この他、大学院開設から 10 年目を迎えた 2014（平成 26）年度に、正式に同窓会が発足した。毎年修了式に合わせて同窓会主催の懇親会が行われており、事務局が連絡やウェブサイトの更新などその運営サポートを行っている。

【根拠資料】

- 2-7-6 2017 年度学生便覧（資料 F-5）
- 2-7-7 スポーツ施設利用実績（表 2-14）
- 2-7-8 同窓会ウェブサイト

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

学生生活に関する意見、要望の把握についても、第一次的には前項で示したメール及び対面相談の機会が活用されているが、メール以外の意見・要望把握手段としては、「意見箱」を設置して常時意見を受け付けている。これには完全に匿名でも意見を寄せることができる。意見箱は、図書館に設置され、学生の質問・要望を学生部が取りまとめて、しかるべき教職員又は委員会に諮り、原則として 2 週間を目途に回答している。

その他、学生生活に限らず学内での不正行為やこれに繋がる行為を早期に発見・防止するため、3-1-④で後述する「公益通報相談窓口」が設置されている。

これらを通じて把握された個々の意見・要望等については、学生部担当職員を中心に、内容に応じて学生支援委員会、研究科委員会（教授会）等で検討が行われる。

【根拠資料】

- 2-7-9 2017 年度学生便覧（資料 F-5）

(3) 2-7 の改善・向上方策（将来計画）

在学生の属性を踏まえて、学生からの個別の意見・要望を把握する手段は整えられ、適切に対応されている。ただし、現在のところ、学生生活に関する全学的な意見把握（アンケート等）は実施していないため、検討の余地がある。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8 の視点》

- 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置
- 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み
- 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8 の自己判定

「基準項目 2-8 を満たしている。」

(2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

本学は学位の種類及び分野に応じて、必要な専任教員を確保し、適切に配置していると判断する。

本学の授与する学位の種類は専門職学位である。専門職大学院設置基準等の関係法令に基づき、必置専任教員数 12 名以上のところ 13 名を置き、13 名全員が一専攻に限り専任教員として取り扱われている。また、専任教員の半数以上にあたる 8 名が教授であり、「必置専任教員数のおおむね 3 割以上」という要件を満たす 8 名の実務家教員が置かれている。この実務家教員のうち、年間の担当授業科目が 8 単位未満であるが、6 単位以上を担当し、かつ教授会参加など本学の組織運営について責任を担う、いわゆる「みなし専任教員」の要件に該当する者は 2 名であり、実務家教員数の 3 分の 2 の範囲内（本学の場合 5 名以内）の人数に収められている。

また、授与する学位「会計修士（専門職）」の分野に応じて、必要な専任教員（会計・法律）が確保され、配置されている。専任教員はいずれも専門職大学院設置基準第 5 条の規定に該当し、その担当専門分野に関して高度の指導能力を有している。

研究者教員は 5 名のうち 4 名が博士号取得者であり、本年度新規採用の助教 1 名を除き、いずれも大学の専任教員として 5 年以上の教育経験を有する。

実務家教員は 8 名全員が 5 年以上の実務経験を有している。このうち 1 名が公認会計士、1 名が米国公認会計士、5 名が税理士、1 名が弁護士であり、いずれも現に実務に従事する現役の実務家として、十分な実務能力と指導力を備えている。さらに、本学の実務家教員の多くは他大学の非常勤講師などの教育実績や、著書・論文などの研究実績も有しており、現在も専門分野に関する著書や論文の発表を精力的に行っている。

専任教員の年齢バランスについては、過去の認証評価等における指摘に基づき、2010（平成 22）年度以降、継続的に教員の世代交代が進められている。実務経験を重視することから実務家教員の方が年齢層が高くなっているが、下表に示す通り極力バランスのとれた構成となるよう留意されており、全体で 13 名という専任教員組織の規模からみて、問題のない水準にまで改善されていると判断できる。

また、過去に 70 歳代以上で専任教員を務めていた教員が、組織再編の過程で引き続き兼任講師として授業のみ担当するケースがあったが、これに該当する教員のうち 2017（平成 29）年度に兼任講師として授業を担当しているのは 2 名のみ（うち 1 名は担当授業の終了をもって 2017 年度前期末で退任予定）となっている。本学では、兼任教員を含めた教員組織全体で世代交代が進められ、適切な年齢バランスを維持する努力がなされていると判断できる。

[専任教員の年齢構成]

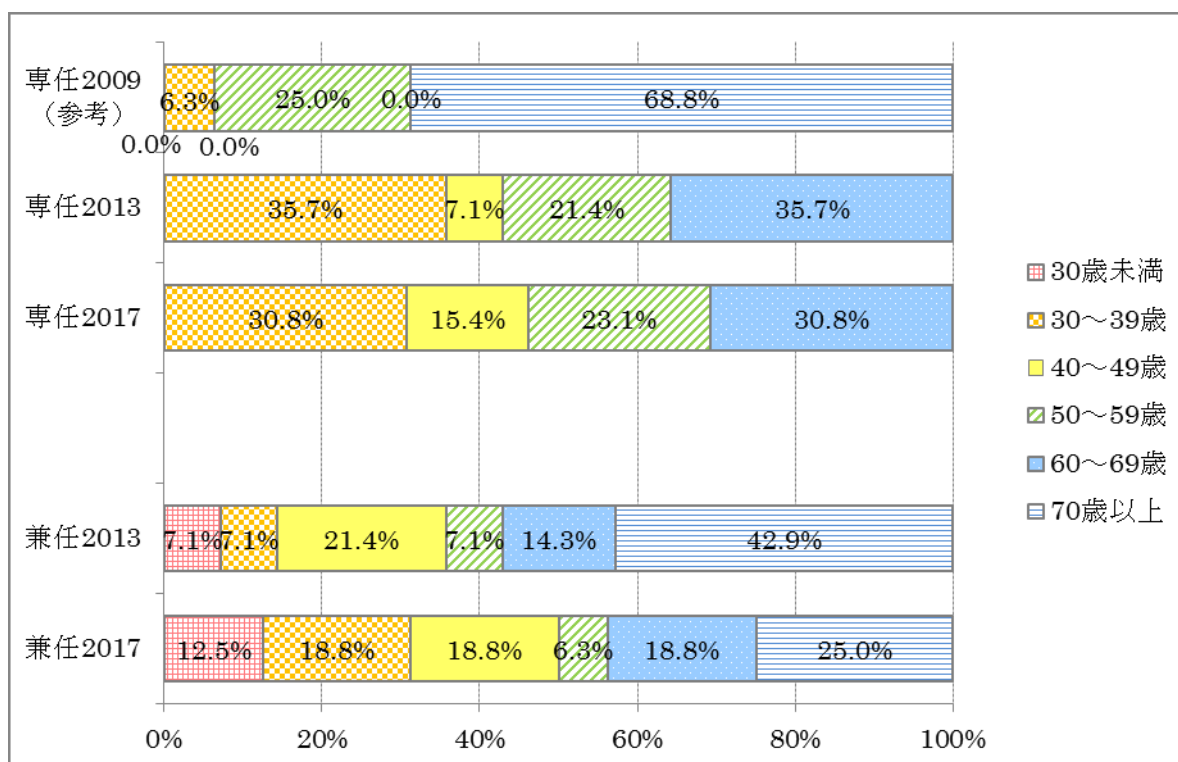
※2013年5月1日時点

- 60歳代 5名 (実務家5名)
- 50歳代 3名 (実務家1名、研究者2名)
- 40歳代 1名 (実務家1名)
- 30歳代 5名 (実務家1名、研究者4名)

※2017年5月1日現在

- 60歳代 4名 (実務家4名)
- 50歳代 3名 (実務家2名、研究者1名)
- 40歳代 2名 (実務家1名、研究者1名)
- 30歳代 4名 (実務家1名、研究者3名)
- 平均年齢 50.5歳 (実務家57.3、研究者40.0)

[2013年度・2017年度の教員組織年齢構成比較]



【根拠資料】

- 2-8-1 全学の教員組織 (表 F-6)
- 2-8-2 2017年度教員一覧
- 2-8-3 専任教員の学部・研究科ごとの年齢別の構成 (表 2-15)

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

教員の採用・昇任については適切な基準、手続に関する規程が定められ、適切に運用されていると判断できる。

専任教員の採用や昇任にあたっては、教員任用規則ならびに業績審査委員会規程に従って、業績審査委員会および研究科委員会（教授会）で審議を行い、その後、学長の上申に基づいて学校経営委員会で決定する手順となっており、教育研究上・実務上の業績を適切に審査した上で任用する仕組みが整備されていると判断する。

業績審査委員会は、研究科委員会が選任した本学の専任教授により構成され、必要に応じて相談役として特任教員等が選任されて参加する。業績審査委員は、内規（業績審査委員会の内部基準）に基づいて採用・昇任等の対象者の研究・教育・実務業績を審査し、採用・昇任等の妥当性について研究科委員会に報告する。研究科委員会はこの意見を踏まえて採用・昇格の可否について決議する。この研究科委員会の決議に基づいて、教員人事に関する決定権を有する学校経営委員会が最終的な承認を行う。

また、授業の内容・方法の改善と教員の資質・能力向上を図るための仕組み（FD体制）が整備され、適切に実施されていると判断できる。

具体的には、研究科委員会（教授会）の下に「教員の教授能力の向上、教育内容および方法の改善を図るための組織的な研修および研究に関する事項を検討し、研究科委員会の決定に基づき推進（FD委員会規程第5条）」するための組織としてFD委員会が置かれている。

FD委員会では、授業評価や教員研修について検討を行い、以下のような施策を実行している。特に、2015（平成27）～2016（平成28）年度にかけては、前年度の認証評価（専門職大学院認証評価）での指摘も踏まえ、授業アンケートやシラバス、成績評価分布の改善に重点が置かれた。

①総合教員研修

教員の能力向上を目的として、開設初期より総合教員研修を実施している。当初は学内の教員が順番に講師を務め、各自の専門に関する講義を行う形が主であったが、近年は、学外講師として文部科学省の専門職大学院担当官を招いて、高等教育政策の現状や展望について学習する機会を設け、また学長顧問と専任教員の懇談会的な形で、より大局的に大学や高等教育のあり方について意見交換する機会を設けるなどの試みも行っている。

②授業評価アンケートの改善

授業の内容および方法の改善を図るための取り組みとして、以前より授業最終週での授業評価アンケートを実施していたが、得られた回答を各教員にフィードバックするのみで集計等は行わず、回収率も低く不十分な点があった。2013（平成25）年度には、いつでも気づいた意見を自由に送信できる科目ごとのウェブアンケートフォームを試験的に導入したが、全体的に少数の回答にとどまった。そこで、授業評価アン

ケートの実質化と組織的な点検の仕組みを作るため、2015（平成 27）年度より FD 委員会で検討を進め、全面的な見直しを行った。

具体的には、アンケート設問及び回答用紙を全面改訂し、学生が回答しやすく、集計やデータ比較が可能な形式に改めた。また、全科目について 2 回ずつの実施（授業の第 5 週と最終週）に統一した。第 5 週目のアンケートは、現に進行中の授業の参考となる意見を拾い上げることを目的としており、回収後速やかに担当教員にフィードバックしている。最終週のアンケートは、集計して FD 委員会で確認を行うこととし、各教員には各自の担当科目及び全体集計分のデータをフィードバックして、アンケート結果を次年度のシラバス作成にも反映するサイクルを整えた。さらに、全体集計結果は、本学ウェブサイトに掲載し、在学生のみならず広く社会に公表することとした。

このアンケート改訂により、回収率は約 26%から 50%に上昇し、自由記述欄でもさまざまな意見が寄せられるようになった。今後は次の段階として、アンケートの結果を実際にどのように授業に活かしているかについて、FD 委員会が教員に調査を行うことを検討している。

③共同授業の推進

既述の通り、本学は「理論と実務の融合」を具体化する取り組みとして、実務家教員と研究者教員の共同授業（オムニバスではなく、複数の担当教員が毎回参加する形）を積極的に取り入れている。本年度の実施科目では「管理会計論」「原価計算論」「マネジメント・シミュレーション」「租税法研究指導」等が挙げられるが、研究者教員にとっては実務上の知見を、実務家教員にとっては学術的な知見をより充実させる有効な機会となっている。さらに、教員自身が他の教員の授業を実地に見聞することにより、各自の指導技術の向上に役立てられている。また、教育指導方法に関する相互チェックの機能も果たしている。

共同授業のうち特に論文指導に関しては、その取り組みや結果の検証状況が担当教員による「座談会」や「FD 報告」という形でまとめられ、紀要に公表されている。

【根拠資料】

- 2-8-4 教員任用規則
- 2-8-5 業績審査委員会規程
- 2-8-6 業績審査委員会の内部基準
- 2-8-7 FD 委員会検討事項
- 2-8-8 本学ウェブサイト FD 活動
- 2-8-9 2017 年度第 1 回研究科委員会議事録
- 2-8-10 授業科目の概要（表 2-5）
- 2-8-11 本学ウェブサイト LEC 会計大学院紀要目次

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

本学は専門職学位課程のみを置く大学院大学であるため、教養教育を目的とする科目・課程は配置していない。ただし、関連するものとしては、教育課程内に「全体領

域」を設定し、会計実務の ICT 化・国際化を見据えた IT 基礎科目と英語科目を置いている。上記の趣旨に基づき、英語科目の内容は文法重視ではなくコミュニケーション能力と異文化理解の促進を目的としたものとなっている。

【根拠資料】

2-8-12 2017 年度シラバス (資料 F-12)

(3) 2-8 の改善・向上方策 (将来計画)

専任教員組織の編成に関する課題として、監査領域及び経営・ファイナンス領域の専任教員配置と、女性教員の任用の 2 点が挙げられる。

FD に関しては、直近の 2 年間で授業の質保証に関する仕組みの整備が進んだが、今後はさらに教員自身の資質・能力の向上に資する FD 活動を進める。

2-9 教育環境の整備

《2-9 の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

「基準項目 2-9 を満たしている。」

(2) 2-9 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

教育目的を達成するための校地・校舎その他の施設・設備は、本学の規模・教育形態に応じておおむね適切に整備されていると判断する

<教育環境>

2017 (平成 29) 年度現在、本会計大学院の具体的な施設設備の概要は、教室 4 室、大学院専用自習室 1 室、図書館 1 室、書庫 1 室、研究室 3 室 (うち共同研究室 1 室)、事務室 1 室、その他に、学生ラウンジ、講義準備室、学長室等を有している。この施設構成で全ての授業を支障なく実施しており、講義室と演習室は明確に区別されていないが、ゼミ形式の授業では机の配置を変更し、討論しやすいように配慮されている。また、論文指導などで少人数の授業を行う場合は、共同研究室等も利用することがある。

教室にはモニターと OHC (書画カメラ) を備え、スクリーンプロジェクターの使用も可能である。また、3 教室に授業映像の収録設備があり、必修科目等の主要な授業映像を毎回収録して、学生の復習及び補習のため DVD での貸出を行っている (欠席フォロー制度)。

また、学生が自主学習や相互交流のため自由に利用できる施設として、専用自習室とラウンジが設けられている。専用自習室には、個人の荷物を保管するダイヤル式ロッカーも設置しており、在学中は学生全員に貸与されている。自習室の開室時間は平日 9:15～22:00、土曜日 9:15～21:00、日曜日 9:15～20:00 であり、土曜・日曜の最初と最後の授業前後にも利用することができる。学生専用ラウンジは、図書館と同じ棟に設置されており、主に土曜日・日曜日の休憩等に利用されている。開室時間は、図書館の開室時間にあわせて平日 13:00～22:00、土曜日・日曜日 9:15～20:30 としている。

この他、運動施設については、本学独自の施設は所有していないが、2-7-①で述べた通り近隣の運動施設（千代田区立スポーツセンター）を無料で利用することができる制度を整えている。

IT 関連施設・設備については、教室・図書館など学内のほぼ全ての施設内で無線 LAN によるインターネット接続を利用できる環境が整えられており、入学時にすべての学生に Google のサービスを利用した個人メールアドレスを付与して、各種連絡等もこのメールによって行っている。

また、2013（平成 25）年度より、教育効果を高めるため、クラウド型情報共有サービス（サイボウズ Live）を用いてインターネット上での授業情報・資料の共有が進められていること、修士論文に取り組む学生が多数を占めていることから、学修を効率的に進めることができるよう、学生には各自でノートパソコンなどの端末機器を所有することを推奨している。そのため、現在は学内の接続環境の整備・増強に比重を置き、常設のパソコン教室は設置されていないが、自己所有が難しい場合には必要に応じて大学のパソコンを貸与しており、図書館にも学生が自由に使用できるパソコンが 8 台設置されている。なお、学生が授業や研究に使用する資料を複写・印刷する場合は、図書館に設置したパソコンとプリンター及びコピー機を用いて無料で行うことができる。

これら情報機器・設備のセキュリティ及びメンテナンスについては、学校設置会社のシステム管理担当部署と大学事務局職員が連携して担当している。

<研究環境>

専任教員の研究環境については、開設当初より教員相互の交流を重視して、共同研究室が設置されている。ただし、過去の自己点検や認証評価の結果を踏まえて、教員個々人の研究環境の充実を図るため、現在は共同研究室 1 室に加えて、全ての専任教員に個人の専用席（個々に仕切りを設け、各人専用のデスク、ロッカー、書類保管庫などを設置）を備えた個別研究室が 2 室設置されている。

大学の教育力の源泉となるものは教員の研究活動であり、研究環境の充実は、本学の教育活動を充実させていくためにも不可欠である。近年は若手の研究者教員が増えているため、研究活動に専念できる環境整備の重要性は増しており、今後もさらなる充実を図るべく検討を行う。

<図書館>

図書館については、平日 13:00～22:00、土曜日・日曜日 9:15～20:30 で開館し、平日夜間の授業終了 (21:00) 後や、土・日曜日の 1 限開始 (9:30) 前、6 限終了 (20:00) 後にも利用できるよう配慮されている。また、教員や、社会人以外の学生による平日昼間の利用にも支障のない時間設定となっている。

2017 (平成 29) 年 5 月 1 日時点で蔵書数は 28,376 冊、定期購読雑誌のタイトル数は和洋合わせて 31 (所蔵タイトル数は計 148) である。図書館に必要な資料は、教員の推薦等も踏まえて図書館委員会において選定・購入されている。

2013 (平成 25) 年度に大学院大学となって以降、修士論文に取り組む学生の増加にも対応して、より計画的・体系的な資料整備の努力が続けられており、蔵書の質・量ともに改善が進み、会計専門職大学院の専用図書館として適切な状況がおおむね整ったといえる。

具体的には、修士論文作成 (租税法・会計) に必要となる主要な雑誌を、近年の発行分は網羅しており、教員・学生からの図書購入リクエスト制度や、本学の元教員からの図書寄贈を通じた関連書籍の充実も進められている。歴史的に古い書籍や雑誌のバックナンバーは本学のみで揃えることが難しいため、他大学との相互貸借・文献複写制度を活用しており、国会図書館・租税資料館・税務研究センターの積極的な利用も推奨している。特に租税資料館では、本学関係者の利用数が常に上位で推移している。

蔵書・資料の検索は、OPAC (オンライン蔵書目録システム) により、インターネットに接続できる環境があればどこでも使用することができる。前述の通り図書館にはパソコンが 8 台常設されており、蔵書検索やデータベース利用の便宜が図られている。また、国立情報学研究所の目録所在情報システム (NACSIS-CAT) に参加しているため、利用者はこのシステムを用いて最新の目録所在情報を得ることができる。また、研究用のデータベースは判例データベース (Westlaw Japan) の使用が可能である。

<建物の安全性・利便性>

建物の安全性・利便性については、現状、以下の通りである。

本学は、開設時に構造改革特別区域法に基づく構造改革特区内の特例措置 821 (801-1) (校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業) の適用を受けて設置され、校舎の大部分を借用して運営している。現在使用している建物 (2 棟) は、いずれも借用の建物であるが、一般的なオフィスビルに必要な耐震基準を満たし、法令に従い管理会社によるメンテナンスが行われ、防火管理者の選任、消防計画の策定など必要な措置が講じられており、耐震性や防災体制の面では問題のない状態になっている。

バリアフリーの面では、エレベーター、障がい者用トイレが設置されており、肢体不自由の学生については、対象者の状況・要望を確認しながら受入れを行うことができる。実際に、在学中に事故のため電動車椅子を使用することになった学生が、療養後に復学し、修了した事例がある。この時には、学生部担当職員を中心に本人と相談し、学生支援委員会、研究科委員会 (教授会) で検討を行い、必要な支援策が講じら

れた。

本学の場合、建物全体に及ぶバリアフリー化などの大幅な変更については、賃貸人との交渉も必要となり短期間で対応することが難しいという制約があるが、段階的に整備していくことが必要であると認識している。

【根拠資料】

- 2-9-1 校舎内平面図
- 2-9-2 2017年度学生便覧（資料 F-5）
- 2-9-3 無線 LAN 利用マニュアル
- 2-9-4 2016年度第3回研究科委員会議事録
- 2-9-5 租税資料館だより
- 2-9-6 防火管理体制資料
- 2-9-7 2014年度第12回研究科委員会議事録
- 2-9-8 2015年度第4回研究科委員会議事録

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

本学は、少人数教育を掲げる専門職大学院制度の趣旨を踏まえ、60人の入学定員を勘案して、主に「基本科目」群と「発展科目」群で採用されている一斉講義形式の授業科目では、入学定員である60名以内を目安とすること、主に「応用・実践科目」群で採用されている「事例研究」等の参加型の授業では、15名を標準として20名を超えないこと、という人数制限の方針を有している。この方針をもとに、授業科目の性質を踏まえて担当教員と協議し、必要に応じて履修人数制限（成績状況や小試験による選抜）が行われており、授業を行う学生数の適切な管理がなされていると判断する。

この方針よりもさらに少人数での授業を行う場合など、特別な定員を設ける場合は、シラバスやオリエンテーションでの説明により事前に学生に周知されている。

また、春期・秋期の年2回入学を行っていることも踏まえ、学生の段階的履修を徹底するために、履修対象者が多い主要科目（租税法等）の複数回開講や、応用・実践科目である「事例研究」科目の履修制限（入学後最初の Semester では履修登録対象外とする）を実施している。そのため、どの科目も大幅に定員を超過するということはなく、学生はほぼ希望する科目を履修することができている。

【根拠資料】

- 2-9-9 履修指導要項（資料 F-12）
- 2-9-10 FD 委員会検討事項
- 2-9-11 2017年度前期科目別履修者数

(3) 2-9の改善・向上方策（将来計画）

施設・設備については、建物などハード面での大規模な改修は難しい事情があるが、学生の利便性という面を重視して、引き続き設備の充実に努める。

IT 関連施設・設備については、ソフトウェア面の充実を図るために 2017（平成 29）年度中をめどに Office365 の導入を計画しており、現在、情報セキュリティ委員会を中心に検討が進められている。本学の教育活動は、十分なインターネット接続環境があることを前提に行われており、引き続き無線 LAN 設備の更新など、接続環境の充実に努める。

研究環境については、現状、専任教員全員に対して個室の研究室を整備することは難しい状況であるが、現在の座席指定の研究室の他に、必要時に利用できる個室の共同研究室の設置など、段階的な充実を検討する。

[基準 2 の自己評価]

本学では、使命・目的・教育目的に基づいて定められた 3 つの方針に沿って学生の受入れ、教育課程の編成、単位認定及び修了認定が行われており、現状問題とすべき点はない。さらに、入学者の受入れ方法や教育課程編成及び教授方法に関して、使命・目的・教育目的を達するために様々な工夫がなされており、実際に、本学が主たる教育対象と考える社会人学生を多数受け入れた上で、現職社会人のニーズに応え得る実践的な教育を行うことができている。教育目的の達成状況は、修了後の追跡調査やアンケート、修了生からの直接のヒアリングによって随時把握され、教育課程編成にも反映されている。

この教育活動を担う教員組織、特に教員の年齢バランスについては、過去の認証評価においても指摘を受けた点であるが、指摘を踏まえて継続的な世代交代の取り組みを進め、現在はほぼ適切なバランスといえる状態にまで改善されている。また、授業評価アンケートや成績評価手順の改善により、教育の質保証の面からの FD 活動が進められた。今後は、分野別の教員配置状況や、教員個々の資質・能力向上に資する研修について FD 委員会等で検討し、実施していく。

キャリアガイダンスや学生生活の安定に関する支援の面では、学生の属性を踏まえて基本的な体制は整えられ、個別の意見・要望を把握する手段も提供されている。さらに、学生部担当職員を中心に、学生個々の事情に応じたきめ細かい対応が行われているため、現状不都合は生じていない。ただし、学修支援面も含めて、学生のニーズを把握し、さらなる支援制度の可否や、整備の優先順位を検討する上でも、学生生活面に関するアンケート等、意見聴取の実施を検討することの必要性を認識している。

これは、施設・設備の大規模改修や一括整備に制約のある中で、利用者の利便性を重視した実質的な改善を進めていく上でも有用であると考えられ、学生支援委員会、研究委員会（教授会）等において検討を行う。